

平成29年4月28日

各位

会社名 株式会社 あかつき本社  
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明  
(コード 8737 東証第2部)  
問合せ先 取締役執行グループ財務部長 川中 雅浩  
(TEL 03-6821-0606)

## (追加) 株主に対する新株予約権 (非上場) の無償割当に関するご説明 (Q&A)

平成29年4月5日付公表した「株主に対する新株予約権 (非上場) の無償割当に関するお知らせ」に関して、同日付で株主に対する新株予約権の無償割当 (以下「本件」といいます。) に関するご説明 (Q&A) を作成し開示いたしました。

今般、投資家の皆様より、新たにお問合せがあった内容について、追加のご説明 (Q&A) を作成いたしましたので、上記プレスリリース及び「株主に対する新株予約権 (非上場) の無償割当に関するご説明 (Q&A)」と併せてご参照いただき、ご理解いただいたうえで、本件に関するご判断を頂きますようお願いいたします。

### <お問合せ窓口>

電話： 03-6821-0606

(平成29年4月5日～平成29年6月18日の間、土・日・祝日  
を除く平日9:00～18:00)

電話： 0120-696-242 (本件専用)

(平成29年6月19日～平成30年3月20日の間、  
土・日・祝日を除く平日9:00～17:00)

(追加) 1. 新株予約権の譲渡について

<p>Q追加1-1 譲渡による本新株予約権の取得は、取締役会の承認が必要とされているが、どのような場合に承認を受けることができるのか。</p>	<p>A追加1-1 当社取締役会は譲渡による本新株予約権の取得は基本的に承認しない方針ですが、下記の場合は承認するように考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・信用取引に関連して証券金融会社が自己の名義で割り当てられた本新株予約権について、証券取引所及び証券金融会社の規則に従い、証券金融会社より証券会社等に当該新株予約権が譲渡される場合</li><li>・信用取引に関連して証券会社が自己の名義で割り当てられた本新株予約権について、金融商品取引法その他法令に従い、当該証券会社の顧客等に当該新株予約権が譲渡される場合</li><li>・外国居住株主のうち、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使が制限され、本新株予約権の譲渡によってのみ経済的利益を回収できる場合。</li><li>・その他、株主の不利益が本新株予約権の譲渡によってのみ経済的利益を回収できると当社取締役会が認めた場合。</li></ul> <p>なお、最終的には、各事案における個別具体的な事情を踏まえて、当社取締役会において決定いたします。</p>
<p>Q追加1-2 本新株予約権の譲渡による取得の承認の手続きはどのように行えばよいのか。</p>	<p>A追加1-2 本新株予約権の譲渡を希望する株主の皆様は、譲渡先の氏名又は名称及び住所並びに譲渡理由を記載した書面を、当社取締役会宛に提出してください。なお、当社から個別に具体的な事情をお伺いし、説明又は資料の追加提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。当社取締役会において、承認を付与すべき場合に該当すると判断した場合には、お手続きに必要な書面を送付いたします。</p>

(ご参考) 本件スケジュールについて

項目	日程	備考
本新株予約権の無償割当の権利付最終買付け日	平成29年5月17日(水)	本新株予約権の無償割当を受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日の3営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
本新株予約権の無償割当の株主確定日	平成29年5月22日(月)	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当を受けることができます。
本新株予約権の無償割当の効力発生日	平成29年6月19日(月)	無償割当を受けた新株予約権について、実際に権利行使が可能となります。
新株予約権割当通知書の ①送付予定日 ②到着予定日	①平成29年6月19日(月)頃 ②平成29年6月20日(火)頃	各株主様のお取引先の証券会社等に登録しております住所を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の無償割当は、当該通知の到達前に行われます。
新株予約権に係る権利の行使期間	平成29年6月19日(月)から 平成30年3月20日(火)まで	本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として、遅くとも、平成30年3月20日(火)の営業時間中に、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の取次受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へ直接お問い合わせください。
本新株予約権行使取次停止期間	平成29年9月27日(水)から 平成29年9月29日(金)まで	本新株予約権の行使期間中の平成29年9月27日(水)から平成29年9月29日(金)までの間は、振替機関の定める決算期末による本新株予約権行使取次停止期間となっております。 平成29年9月末での株主の権利を得るための行使請求受付期間及び行使手続きにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

**【上記以外のご質問及びお問い合わせ先】**

株式会社あかつき本社

お問合せ窓口

03-6821-0606（平成29年4月5日～平成29年6月18日の間、土・日・祝日を除く平日9:00～18:00）

0120-696-242（平成29年6月19日～平成30年3月20日の間、土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）（本件専用）

**【ご注意】**

この文書は、当社の第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、平成29年4月5日付で公表した「株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当に関するお知らせ」並びに平成29年4月5日付提出の本新株予約権に関する有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以 上